

省力化投資促進プラン —建設業— (案)

令和7年5月14日
国土交通省

- 0 プランの概要
- 1 実態把握の深掘
 - 1.1 人手不足の状況把握
 - 1.2 優良事例と効果的な省力化投資のポイントの収集と整理（モデル化）
- 2 多面的な促進策
 - 2.1 投資補助・金融支援
 - 2.2 優良事例の横展開のための支援策
 - 2.3 規制・制度の見直し
 - 2.4 サプライチェーン全体での標準化と協調領域の深掘
- 3 サポート体制の整備・周知広報
 - 3.1 政府・自治体・関係団体等のサポート体制の構築
 - 3.2 中小企業・小規模事業者への徹底普及のための工程表
- 4 目標とKPIの設定
- 5 スケジュール

省力化投資促進プラン（建設業）概要

実態把握の深堀

- 将来的な人手不足が懸念される建設業において、他産業と比較し低水準にある労働生産性の向上は必須の課題。
- ICT活用の取組状況はバラつきが見られ、特に中小規模の建設業者のICT活用を推進していく必要がある。

多面的な促進策

- 建設業者が活用可能な補助金等の周知やICT活用の優良事例の横展開を行うことにより、建設業のICT活用を普及促進。
- R6年6月、建設業法等を改正し、公共事業における施工体制台帳提出義務化の合理化や、技術者の専任義務の合理化等、各種規制・制度を大幅に見直しを行うとともに、建設現場におけるICT活用のガイドラインとなる「指針」を作成し業界へ周知。
- 今後は、ICT活用に関する広報の強化や、R6年度補正予算等を活用したICT導入の支援を実施。

サポート体制の整備・周知広報

- 政府においては、関係機関と連携し、建設業におけるICT活用を積極的に促進するための各種施策を実施。
- 自治体においては、建設業者に対するICT活用に関する指導・助言等により、建設業者の理解増進及びスキル向上を図る。
- 関係団体においては、政府・自治体による施策を活用し、積極的なICT活用を行うとともに、現場ニーズについて整理・集約。

目標、KPI、スケジュール

- 2029年度までに建設業における年間実労働時間を全産業平均並みにするKPIを達成し、実質労働生産性目標については2024年度比9%増を目指す。

1 実態把握の深掘

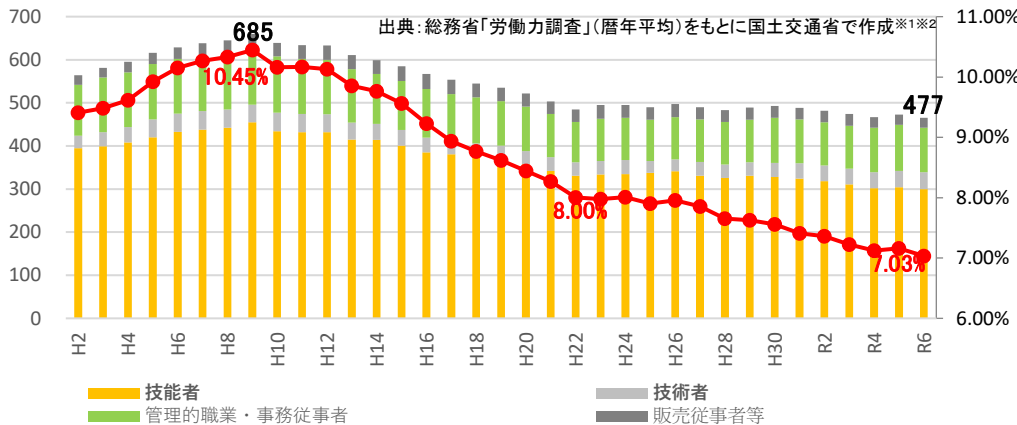
1.1 人手不足の状況把握

建設業における担い手確保

1.1 人手不足の状況把握

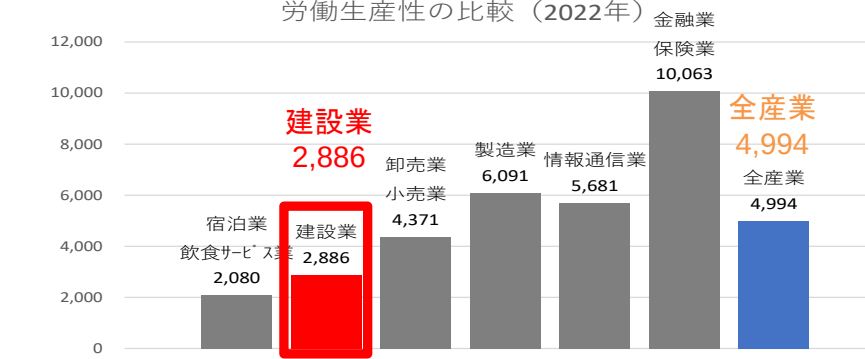
- 建設業就業者（令和6年度平均）は、477万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。
- 労働生産性は他産業と比較し低い状況だが、技能労働者の人手不足率は大幅に悪化している状況ではない。
- 一方で、建設業就業者は55歳以上が36.7%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行しており、将来的な人手不足を見込んだ労働生産性の向上に課題。

建設業従事者数と全産業に占める割合の推移



付加価値労働生産性の比較

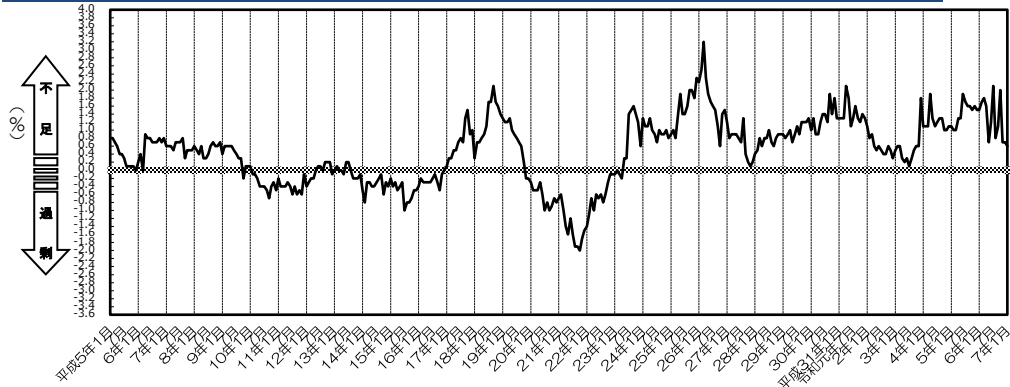
労働生産性の比較（2022年）



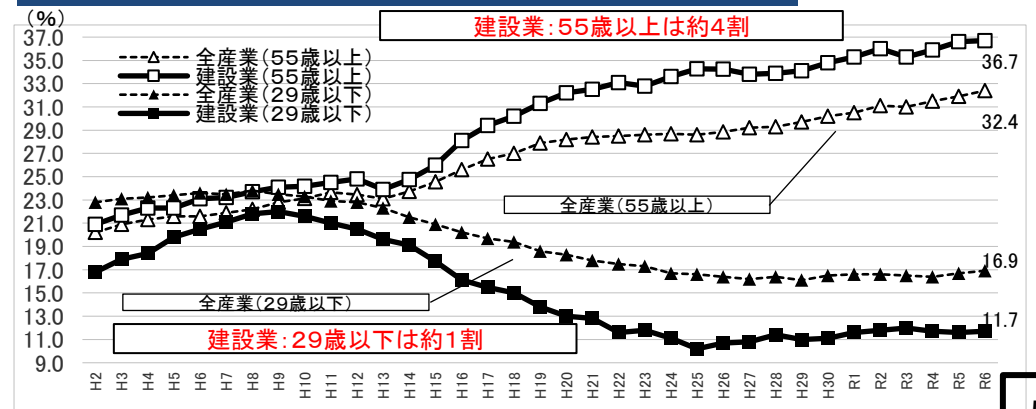
$$\text{生産性} = \frac{\text{産出量 (output)}}{\text{投入量 (input)}} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{労働者数} \times \text{労働時間}}$$

国内総生産(実質値)付加価値額:国民経済計算(内閣府)
就業者数:労働力調査(総務省)
総労働時間:毎月勤労統計(厚労省)

建設技能労働者過不足率の推移（8職種計・全国）



建設業就業者の高齢化の進行



出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成

1.2 優良事例と効果的な省力化投資のポイントの 収集と整理（モデル化）

建設業の業務整理とレベル分け

1.2 優良事例と効果的な省力化投資のポイントの
収集と整理（モデル化）

- 労務・契約等のバックオフィス業務（①～⑤、⑨）は、現状でも殆どの工事において、何らかのITツールが導入されている。一方で、元請ごとに使用するシステムが異なり、システム間での情報連携が進んでいないことから、下請会社は同内容の情報を何度も入力する必要がある等、負担になっているとの指摘がある。
- 入札手続関係（⑤）の電子化（電子入札の活用等）については、国・都道府県工事で取組が進む一方、市区町村の取組には課題。
- 現場業務（⑥～⑧）について、ウェアラブルカメラ等の比較的導入が容易なICTの活用は進んでいるが、UAV測量、ICT建機、BIM/CIMの活用は一部の先進的工事のみに留まる。

【建設業】	業務一覧（計9業務）								
	業種横断的 （計2業務）		業務別（計7業種）						
	労務・安全管理 ①	財務・人事・売上管 理②	発注・見積・入札・ 契約③	行政手続（許可・ 届出等）④	入札手続関係⑤	測量・設計⑥	施工（施工管理含 む）⑦	・完成検査引渡し 出来形確認 ⑧	契約書等の保存⑨
レベル3 （目標となる優良事例）	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○
レベル2 （ベンチマークとなる事例）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
レベル1 （平均的な事例）	○	○	○	－	－	○	－	○	－

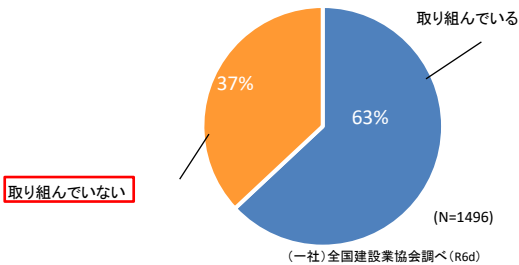
- 建設業の省力化にあたっては、労務・契約等のバックオフィス業務（①～⑤、⑨）及び現場業務（⑥～⑧）に分けて分析を行うことが有用。
- 各業務の省力化においては、発注者一元請間、元請一下請間、下請一下請間で直面している課題が異なることにも留意して対策を進める必要がある。

			○となる目安 (取組例)	◎となる目安 (取組例)
業務一覧	業種横断的	①労務・安全管理	・ ITツール(労務管理ソフト・CCUS等)の導入	・ システム間のデータの連携等による下請会 社の情報入力負担の軽減
		②財務・人事・売上管理	・ ITツール(財務管理ソフト等)の導入	・ システム間のデータ連携等による情報入力 の効率化
	業種別	③発注・見積・契約	・ ITツール(見積ソフト等)の導入 ・ 電子契約の導入	・ 対発注者様式の統一
		④行政手続(許可・届出等)	・ 電子申請手続きの導入	・ 様式の統一化、標準化 ・ 手続等の簡素化
		⑤入札手続関係(公共事業)	・ ITツール(電子入札等)の導入	・ 施工時期の平準化
		⑥測量・設計	・ 省力化製品(トータルステーション等)の導入	・ BIM/CIMの活用 ・ UAV測量による3Dデータの取得
		⑦施工(施工管理含む)	・ 省力化製品(ICT建機等)の導入	・ BIM/CIMの活用 ・ 工程管理システム等の施工管理DX化 ・ プレキャスト工法の導入
		⑧出来形確認 ・ 完成検査引渡し	・ 省力化製品(ウェアラブルカメラ等)	・ 遠隔臨場の原則化
		⑨契約書等の保存	・ 電子契約の導入	・ 完全ペーパーレス化の実現

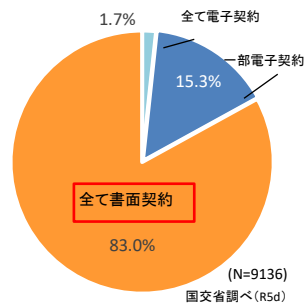
建設業におけるICT活用に向けた取組

- 建設業、とりわけ中小建設業者におけるICT活用については、依然として課題がある。
- 他方で生産性向上のための取組としてICT施工が挙がるが、今後の更なる拡大に向けては「人材育成・体制整備」「ICT建機価格等の改善を含めた体制の充実」等の環境整備や助成制度の充実が求められている。

ICT施工の取組状況



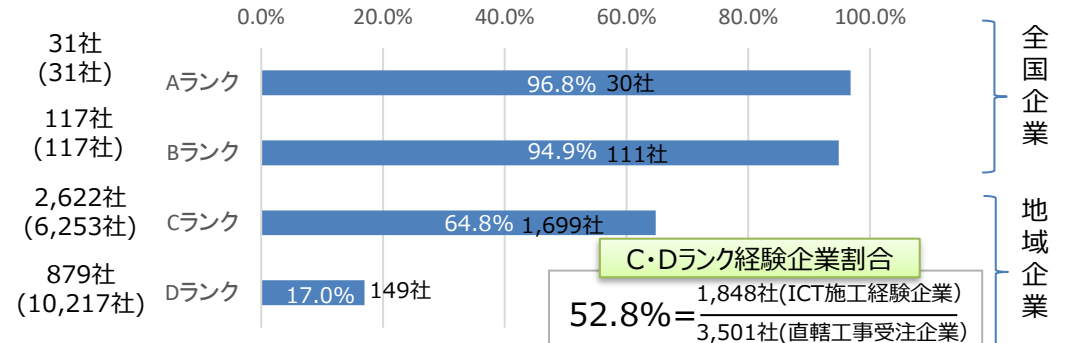
電子契約の導入割合



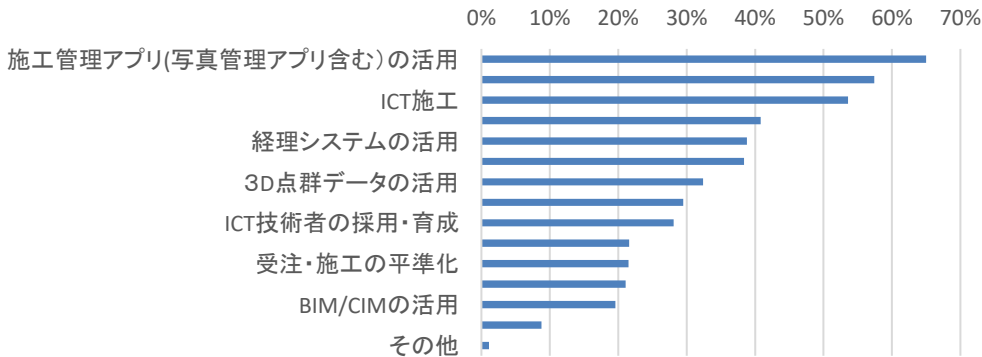
一般土木工事の等級別ICT施工経験割合
(2016年度～2023年度の直轄工事受注実績に対する割合)

数値は等級毎の2016年以降の直轄工事を受注した業者数
()内は一般土木の全登録業者数

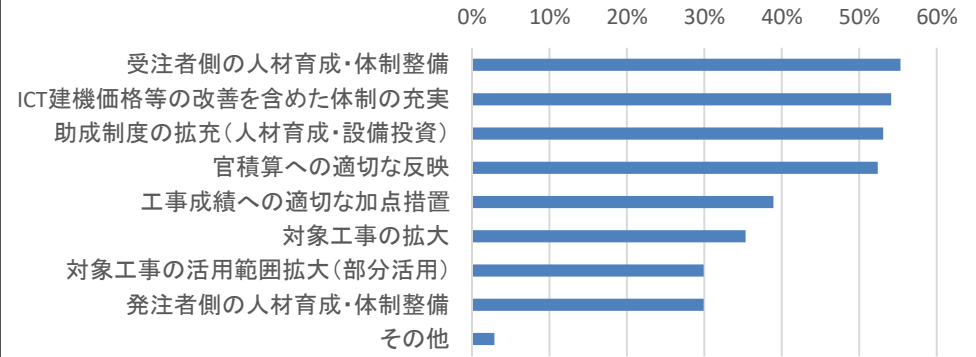
※一般土木の全登録業者数は令和2年度時点の業者数と比較



生産性向上のために取り組んでいること



ICT施工拡大に必要な取組



建設業におけるICT活用の優良事例

業務フロー

労務・安全管理
(現場状況と現場作業員の健康状態を遠隔監視する取組)

課題

多くの重機・ダンプトラック・作業員が広範囲で稼働している中、夏の炎天下や冬の低気温時には特に健康状態の管理が求められていた。

取組内容

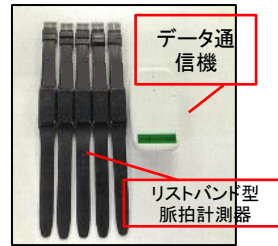
・作業員や車両に取り付けたウェアラブルクラウドカメラからの映像を元に、職長がパソコンやスマートフォンから遠隔で現場を確認できる体制を構築。
・高齢作業員の健康管理対策としてリストバンド型健康管理システムを導入。各現場作業員が腕に装着した計測器にて脈拍をリアルタイムで測定し、管理者がパソコンやスマートフォン上から健康状態を確認。



職員に装着したウェアラブルクラウドカメラ



各カメラ映像を確認できる管理画面



リストバンド型脈拍計測器と通信機

取組の効果

生産性

遠隔での現場管理が可能となることでの移動時間の削減に加え、空いた時間で事務所での書類作成等の他業に充てることができ、生産性向上に繋がった。

安全性

健康管理システムの導入により日々の健康状態が可視化されるため、何らかの異常が見られた場合の早期発見・対策に繋がり、かつ作業員の安全・健康への意識向上にも寄与

測量・設計

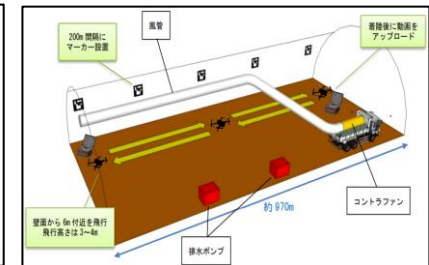
(自律飛行ドローンを利用した坑内無人巡回システム)

施工中のトンネルでは、異常の監視が常時必要だが、目視では限界があったところ、遠隔地からでも異常検知が可能なドローンによる自動巡回を検討。

特徴点の少ない場所でも自律飛行が可能なドローンにより点検することで、山岳トンネル坑内でも安定した飛行を実現。
本システムは、遠隔操作で充電ポートから離陸し、飛行指示情報が入ったマーカーをドローンに搭載されたカメラが読み取ることで、自律飛行を可能とした。



今回使用したドローン



自律飛行ドローンによる定期巡回点検のイメージ

生産性

従来方法(坑内への立ち入り+暗所での目視点検)と比較し、遠隔点検が可能となることで、事務所-現場間移動・坑内歩行時間の削減、及び点検自体の省力化を実現。

建設業におけるICT活用の優良事例

業務フロー

施工(工事)
(Web現場見学会によるICT新技術の社内講習事例)

完成検査・出来形確認
(遠隔臨場を用いた生産性向上への取組み)

課題

茨城県内での高速道路の建設工事において、ICTを活用した新技術・新工法(地盤改良工法の自動打設システム)での施工を初めて実施したため、社内でのナレッジ展開を図ることとなった。コロナ禍で現場での臨場が困難であり、現場への移動等を考慮すると生産性の面でも課題があった。

土木工事においては必要に応じて監督職員の立会のもと、段階確認や材料確認を受ける必要があるが、立会の頻度が高くなると、監督職員の移動や立会の時間調整に伴う作業の遅延等、監督職員の負担増となることが課題。

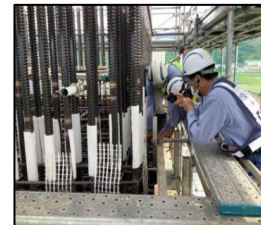
取組内容

ウェアラブルカメラ・web会議ツールを活用することで、遠隔臨場によるweb現場見学・講習会を実施。現場の管理者がウェアラブルカメラを持って歩き回ること、現場の雰囲気伝えることができた。

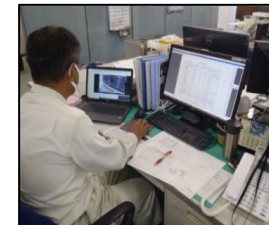
ウェアラブルカメラを1台導入、現場事務所に大型モニターを設置し、遠隔での現場確認に活用



作業状況のライブ中継 (左:運転席 右:オペレーションモニター)



実施状況(撮影)



実施状況(閲覧)



事務所大型モニター

取組の効果

生産性
遠隔でのweb会議形式とすることで全国から50名程度の参加者が遠隔臨場できたため、その分の現場移動時間の削減効果があった。また、状況を録画することで今後の講習へも活用できるため、研修の効率化にも繋がる。

品質
ウェアラブルカメラでの双方向通話による現場ライブ映像とすることで、録画映像と異なり、参加者の疑問点に対して見たい部分をピンポイントで解説することができた。

生産性
検査の頻度が高いものや時間が不規則なものに関して有効であり、立会の時間調整に伴う作業の遅延防止や監督職員の負担軽減を実現した。

2 多面的な促進策

2.1 投資補助・金融支援

＜既存施策＞

- 「中小企業省力化投資補助金」や「働き方改革推進支援助成金」等の建設業者が活用可能な補助金・助成金について、説明会の開催や業界団体への通知等により、広く周知を実施。

＜新規施策の方向＞

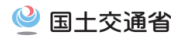
- 建設業の更なる省力化・効率化のためには、既存の補助金・助成金の対象である建設機械やロボット等の大型製品のみならず、ニーズの高いウェアラブルカメラやウェブカメラ等の小型製品の活用促進が効果的であるところ、R6年度補正予算を活用し、これら小型製品にも活用できる財政支援を実施する予定。
- 中小企業省力化投資補助金等の建設業者が活用可能な補助金・助成金について、国土交通省HPで一覧化することで周知強化。
- 施工管理等の場面で活用可能なソフトウェアの一部利用料等についても、「IT導入補助金」、「中小企業省力化投資補助金（一般型）」、「働き方改革推進支援助成金」といった各種補助金等において補助・助成対象であることを業界に対し広く周知。

中小企業省力化投資補助金（カタログ型）

2.1 投資補助・金融支援

- 業界団体と緊密に連携し、カタログの申請に係る支援を行うなどにより、建設業界のニーズを踏まえ、製品カテゴリ登録の増加を実現。
- また、国土交通省HPにおいて、製品カテゴリ登録状況を掲載する等により、当補助金の活用を促進。

建設業におけるICT導入・活用促進のための支援措置について（R7.4.1時点）



- 建設業の持続可能性を確保するためには、建設業者がその経営規模に応じ、ICTを活用した生産性向上策への積極的取り組みを行うことが待ったなしの課題
- 特に中小建設業者によるICT化に有効な製品を、「中小企業省力化投資補助金(中企庁所管)」の補助対象(カタログ)に追加

中小企業省力化投資補助金の概要

補助対象	従業員数	補助上限額(大幅な賃上げを行う場合の上限額)	補助率
補助対象としてカタログに登録された製品等 (補助対象者は中小企業等)	従業員数5名以下	200万円(300万円)	1/2以下
	従業員数6～20名	500万円(750万円)	
	従業員数21名以上	1,000万円(1,500万円)	

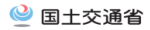
【補助金交付の流れ】



交付申請可能な製品

機器名称	測量機 (自動視準・自動品位検出高精度オートスレーショ)	地上型3Dレーザースキャナー	GNSS測量機	清掃ロボット	シンダーコンクリート解体機
用途・機能	自動的にターゲットを追従・視準して測量	測量や検査業務に必要な3次元データを取得	高精度測量を実施	・自律走行で床を清掃 ・各種センサにより、人や障害物を回避しながら清掃	円形のシンダーコンクリート割裂
導入メリット	測量業務において、作業による遠隔操作、内蔵センサーによる追尾や視準が自動になるなど、省力化が期待	広範囲にレーザースキャンを照射し、面的に対象物の空間位置情報を計測する。測量の回数が少なく、作業時間が短い	建設現場や災害復旧現場では、広範囲の地形データを迅速に取得でき、視通が確保しにくい都市部や複雑な地形でも1名で効率的に測量が可能	従来、広大な建設現場をブラシや掃除機等で人力で清掃していたところ、清掃作業に係る省力化が可能	従来工法のシンダーは楕円形であり、作業に鋼板を挟むため2人を要したが、本製品はシンダーが円形であり、鋼板を挟まず割裂できるため作業を1人で完結
活用想定される主な場面	測量作業	複雑な地形を伴う現場や視界が限られる都市部工事	広範囲の測量を行う現場、複雑な地形の山間部	各種建設工事の前後	シンダーコンクリート解体
平均価格帯	数百万円程度	500万円程度～	数百万円程度～	数百万円程度	870万円程度～

建設業におけるICT導入・活用促進のための支援措置について（R7.4.1時点）



製品カテゴリ登録済

機器名称	パランサ装置	鉄筋組立作業ロボット	チルトローテータ付ショベル
用途・機能	容器の傾斜作業・袋詰め品の搬送など	自動で走行し、配筋や結束などの鉄筋組立作業	掘削・整形・埋戻・整地など
導入メリット	省スペースで設置可能であり、重量物の上げ下げや搬送、容器の傾斜作業、小ロット品の繰り返し搬送、加工機械へのワーク取付など、幅広い作業に高い省力化効果を発揮	人手で行っていた鉄筋の配筋や結束作業をロボットに置き換えることで生産性向上。また、単純作業の自動化により、作業ミスが低減し、品質の安定化も期待できる	作業箇所と正対しなくても作業ができるため、足場を整地して機械を移動する回数が大幅に減り、施工時間を削減可能
活用想定される主な場面	重量物の搬送業務	鉄筋の配筋や結束現場	構造物付近や床掘削面などの細かな箇所での掘削
平均価格帯	200万円程度～	280万円～300万円程度	3,000万円～4,500万円程度

機器名称	マシンコントロール・マシンガイダンス機能付ショベル	鉄筋自動曲装置	パワーアシストスーツ
用途・機能	オペレータをガイダンスでサポート(マシンガイダンス機能)又は半自動操縦(マシンコントロール機能)を具備	建築や土木工事に使用される鉄筋を用途(ビル・柱・梁、橋梁など)に合わせた形に自動曲げ加工する機械	身体に装着して電動モーターなどの駆動装置の動力を用いて、人間の機能を拡張補助する装置
導入メリット	設計データと現場状況をリアルタイムで比較し、最適な操作をサポートすることで、掘削精度向上、初心者も効率的に作業可能といったメリット	自動制御による加工機能を活用することで、熟練工でなくても精度の高い鉄筋加工が可能となり、作業者の負担軽減と作業時間の短縮が期待できる	作業者の腰への負担を軽減し、持ち上げ作業の時間短縮や連続作業時間の延長が可能になり、作業効率の向上と労働負担の軽減が期待できる
活用想定される主な場面	広範囲の掘削や複雑な地形で精密な施工が必要な現場	建築や土木工事における鉄筋加工の効率化が求められる現場	重量物の持ち上げや運搬作業が発生する現場
平均価格帯	2000万円～3000万円程度	約880万円～2,600万円(曲げる鉄筋の硬さ・太さや曲げたい形状による)	60万円～120万円程度

IT導入補助金の事例

小幡建設工業株式会社

ITツール導入前

課題

- ・工事現場勤務者は、タイムカード打刻のために本社と工事現場を往復することが常態化。
- ・往復分の残業扱い、従業員の負担を軽減する必要があった。

✓ 対応策

就業管理ソフトの導入

価格目安：40万円程度

ITツール導入後

効果

- ・工事現場での打刻が可能となり、残業時間が3分の1に削減。
- ・有給休暇の申請もITツール活用により、勤怠管理業務にかかる時間が2日から1日に半減。

株式会社河北

ITツール導入前

課題

- ・本社と現場で見積りや予算等の作業ツールが統一できておらず、重複作業、誤作業が発生。
- ・内部で取引単価等の情報の共有化ができていなかった。

✓ 対応策

工事原価作成システムの導入

価格目安：10万～60万円程度

ITツール導入後

効果

- ・システムが一元化でき、作業の二度手間が解消。
- ・情報の共有化により、協力業者との取引単価が平準化。
- ・業務効率化で利益率増大。

株式会社ホーム・アート

ITツール導入前

課題

- ・元請比率の向上に向けて公共工事の入札に参加するも、参加件数は1年で数件。
- ・公共工事の積算精度を高めていく必要があった。

✓ 対応策

土木積算システムの導入

価格目安：100万～200万円程度

ITツール導入後

効果

- ・積算のスピードを向上させ、入札参加件数が大幅に増加。
- ・公共工事に対するスタッフの意識も向上し、入札情報の自主的な確認、見積りに繋がった。

- 建設業者の利用拡大に向けて、「業務改善助成金」の活用について業界団体へ周知を行った。
- この他にも、「働き方改革推進助成金」においては、業種別課題対応コースの 1 つに建設事業が設けられているところ、当該助成金の活用について国土交通省HPにおいて周知を強化。

業務改善助成金

労働基準局賃金課（内線5348）

令和7年度当初予算案 15億円（8.2億円）※（）内は前年度当初予算額
※令和6年度補正予算額 297億円

1 事業の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備のため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて支援する。

2 事業の概要・スキーム等

【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

賃金引上げ + 設備投資等 → 設備投資等に要した費用の一部を助成

【対象事業場】

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること

【見直し内容】

1 最低賃金別助成率の区分を「1,000円未満（5分の4）」「1,000円以上（4分の3）」に変更する。
2 生産性要件の廃止
3 夏秋における賃上げ・募集時期の重点化
4 特定時期の追加募集枠を設ける

3 実施主体等

厚生労働省（都道府県労働局） ← 申請
→ 中小企業等
助成

働き方改革推進支援助成金

労働基準局労働条件政策課（内線5524）

令和7年度当初予算案 92億円（71億円）※（）内は前年度当初予算額
○実施主体：都道府県労働局 ○令和5年度支給件数 4,095件

1 事業の目的

○ 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
○ 建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

コース名	成果目標	助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは2割））	
業種別課題対応コース （長時間労働等を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）	建設事業	① 36協定の月の時間外・休日労働時間の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位での年休の整備及び特別休暇の整備 ④ 新規に勤務間インターバル制度を導入 ※自動車運転者の業務は10時間以上 その他は9時間以上	①～⑤の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等、⑤：100万円（4週4休→4週8休）等
	自動車運転の業務	①～④の何れかを1つ以上	①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：170万円（11H以上）等
	医療に従事する医師	①～④又は⑥の何れかを1つ以上	①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：170万円（11H以上）等、⑥：50万円
	砂糖製造業 （鹿児島県・沖縄県に限る）	⑤ 所定休日の増加 ⑥ 医師の働き方改革の推進 ⑦ 勤務表の整備	①～④又は⑥の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等、⑦：350万円
その他長時間労働が認められる業種	①～④の何れかを1つ以上	①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等	
労働時間短縮・年休促進支援コース （労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）	① 36協定の月の時間外・休日労働時間の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位での年休の整備及び特別休暇の整備	①～③の何れかを1つ以上 ①：150万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円	
勤務間インターバル導入コース （勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に助成）	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9～11H：100万円 ・11H以上：120万円	
団体推進コース （単下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額：500万円（複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）等の場合は1,000万円）	

○ 助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働率の増進に資する設備・機器の導入・更新（※月60時間を超える時間外労働が恒常的に認められる企業に対しては、雇用自動車及びFPCに係る助成対象の要件を一部緩和）、⑥人材確保に向けた取組（団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置 等）

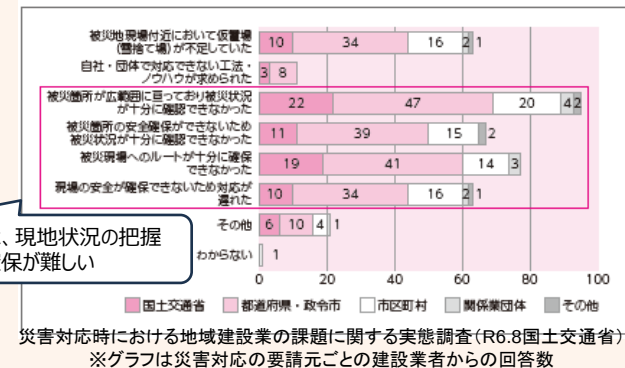
※1 賃上げ加算制度あり（団体推進コースを除く）：賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成上限額を更に6万円～最大60万円加算（5%以上（24万円～最大240万円加算）7%以上（36万円～360万円加算））。なお、常時使用する労働者数が30人以下の場合の加算額は2倍。
※2 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

17

「地域の守り手」となる地方の中堅・中小建設業従事者の、施工管理におけるICTへの習熟を深め、ICTも活用した迅速かつ効率的な応急復旧を強力に実現できる体制を構築する

背景・課題

- ✓ 「地域の守り手」である建設業が、将来にわたりその役割を果たし続けるためには、処遇改善・働き方改革・生産性向上が不可欠であるほか、**激甚化・頻発化する各種災害に適切に対応できる能力・体制を構築・強化していくことが必要。**
- ✓ 建設業の生産性向上を支えるICT技術の開発が進展しつつあるなか、厳しい作業環境となることが多い被災地の応急復旧においてもICT機器を積極的に活用することにより、**現地作業の安全性を高めるとともに、迅速かつ円滑に対応するための環境整備を図ることが必要。**



事業内容

- 被災地の迅速な応急復旧に資する防災訓練等を行うに際し、応急復旧活動におけるICT機器の活用を想定した訓練等を行う場合に、当該訓練等に要する費用の一部を助成

① 防災業務計画の改定

- ✓ 応急復旧活動におけるICT機器の活用について、防災業務計画に明確化
- ✓ 定期的に実施する防災訓練等において、ICT機器の活用を想定した訓練等を実施することを明確化

② 防災訓練の実施

- ✓ 応急復旧に係る防災訓練において、会員企業の作業員参加のもと、ICT機器も活用した実地訓練を実施
- ✓ 会員企業を対象に、被災地において活用が望ましいICT機器について研修実施

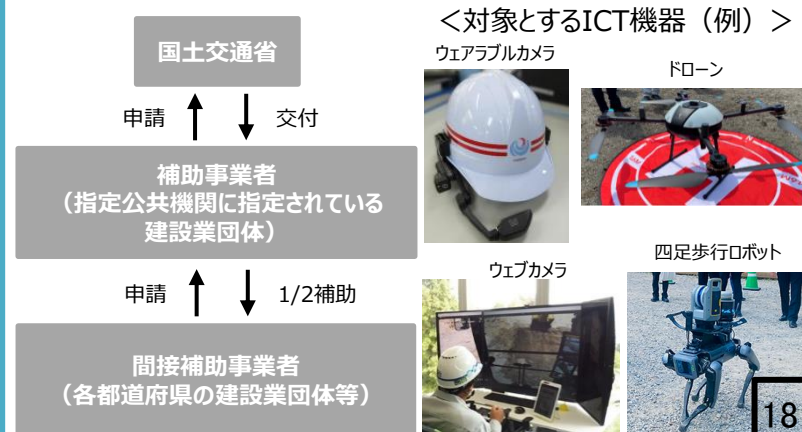
ICT機器を活用した迅速な応急復旧を可能とする体制の構築

- ❖ 交代制で応急復旧に入る複数事業者間で現場状況を円滑に共有可能に
- ❖ 2次災害のリスクがある被災現場で安全性の高い施工が可能に

ICT機器について平時に工事現場で活用可能とすることにより、ICT機器の習熟強化を推進

事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率 1/2 以内）
- 補助事業者：災害対策基本法第 2 条に基づき指定された指定公共機関である建設業団体
- 補助対象経費：建設業団体が実施する防災訓練に際してのICT機器の導入および発災時以外の建設現場におけるICT機器の活用に関する経費
- 事業期間：令和 6 年度～



2.2 優良事例の横展開のための支援策

<既存施策>

- 令和6年6月に成立した改正建設業法では、特定建設業者等について、ICTを活用した現場管理等の努力義務を規定。あわせて、同法に基づき、建設業においてICTを活用するにあたっての基本的な考え方や留意すべき点をまとめた指針（ICT指針）を作成。
- 建設業におけるICT活用（バックオフィス・工事現場）に係る好事例を収集し、「ICT事例集」を作成・公表。

<新規施策の方向（ニーズ・アイデア）>

- 改正法の説明会等の場を活用し、ICTを有効に活用している建設業者から、ICT活用の事例や実際の機器の紹介等を行うことにより、ICTに対する建設業者の理解増進を図る。
- ICT指針やICT事例集の内容につきリーフレット等により周知することでICTに対する建設業者の理解増進を図る。
- 令和6年度補正予算を活用し、ICT活用に係る習熟訓練を建設業団体等が行うことで、個々の企業におけるICTの習熟度の深化を図る。

ICT指針概要（抜粋）（R6.12公表）

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- ・ 元請・下請間の書類等のやり取りの合理化
- ・ CCUS、建退共電子申請方式の積極的活用
- ・ 電子契約等の積極的活用

※国・自治体は、公共工事におけるASPの積極的活用、書類の簡素化が必要

【建設現場へのICT導入にあたり、建設業者が留意すべきポイントと事例】

<留意点(例)>

- ✓ 工種・工程・要求精度に見合った最適な機器の選定
- ✓ ICT活用による技術者の兼任制度活用とのシナジー
- ✓ 下請業者等との連携・協働
- ✓ 技術者や技能者の技能向上



ICT事例集（R6.12公表）＊R7.4に改訂版公表

事例 No.9 (1/2)

施工管理 施工

地域の設計業者を束ねたフルBIMモデル構築と
地方ゼネコンにおけるBIM規格の有効性確認・効果検証
【美保テクノス株式会社（本社：鳥取県米子市）】

取組の背景

- ・ 建築業界では働き方改革や技術及び品質の確保という課題がある。当社では、事前にシミュレーションを行ない、作業効率をアップさせて品質を確保できるという特徴を持つBIMの導入によりかかる課題の解決を目指した。BIMが本格的に普及する以前の2004年より、BIM導入を開始した。16年には施工段階の拡大に向けて社内プロジェクトチームも発足させ、体制を整えてきた。

取組の内容

- ・ 2019年より社内独自のBIM規格を構築。また、応用技術社が提供するRevit支援パッケージ・BooT-oneの導入を行うことで、データの形式・流れが整理され、BIM活用プロセスの明確化・円滑化に繋がった。
- ・ 2021年の自社新社屋建て替え工事と重なるタイミングで、同社を代表とするPFI事業「鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所新庁舎整備等事業」の優先発注権を獲得したことで、この比較的自由度の高い2つの工事でフルBIM活用に取り組んだ。
- ・ 本取組は地方ゼネコンが設計、施工への全工程にわたりBIM活用するという点で重要な意義を有する。
- ・ 本取組では、Non-BIMユーザーである設計業者（建築・構造・設備）を束ねてフルBIMモデルを構築し、地方ゼネコンにおけるBIM規格の有効性とその効果検証を行った。

<検証過程一瞥>

- Non-BIMユーザーとのBIMを活用した連携、BIM規格化による効率的なフルBIMの構築、メーカー（空調設備会社）とのBIM技術連携、維持管理用モデルの規格化

本取組での設計手法

フルBIMモデル

取組の効果

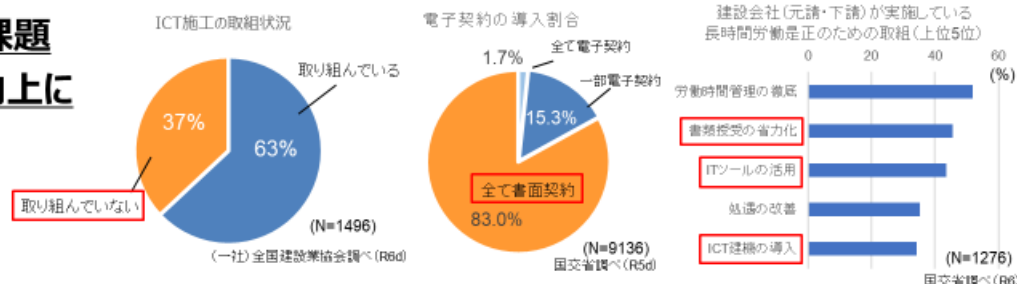
生産性

- ・ 設計段階：BIM規格を定める前のモデリングにおける想定作業時間と比較し、20.6%削減できた。
- ・ 施工段階：設計段階でクランシュを取り除き施工調整を行うことで、着工後の手戻り・手直しを0回にできた。

情報技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針（ICT指針）

背景・課題

- 「地域の守り手」である建設業においては、**担い手確保が喫緊の課題**
- 建設業の持続可能な発展のため、**現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可欠**
- 建設分野におけるICT活用に向けた技術開発が進展しつつある一方、建設業のICT化は不十分な現状



第三次・担い手3法

- ①ICT活用による現場管理を努力義務化（**特定建設業者・公共工事受注者**）
- ②ICT活用による現場管理の**下請に対する指導**を努力義務化（**元請**）
- ③ICTを活用した**現場管理の指針作成**（**国**）
- ④公共工事でのICT活用に向けての**助言・指導等**（**公共工事発注者**）

赤字 事業者の取組
青字 国・発注者の取組

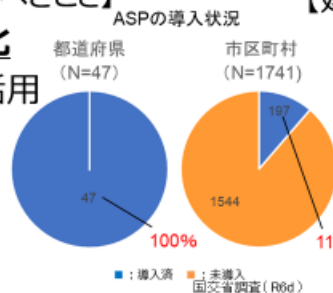
ICT指針の概要

- **建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題**
- **特定建設業者はもちろん、その他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠**
- 建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、**発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠**
- 建設業者間での**共同での新技術の開発・研究の促進**による、さらなる技術開発推進が必要
- 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
- **i-Construction2.0の推進も含めた建設業全体のICT化を推進し、省力化による生産性向上・建設業の魅力向上を実現**

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- ・ **元請・下請間の書類等のやり取りの合理化**
- ・ **CCUS、建退共電子申請方式**の積極的活用
- ・ **電子契約**等の積極的活用

※国・自治体は、公共工事における**ASP**の積極的活用、**書類の簡素化**が必要



【建設現場へのICT導入にあたり、建設業者が留意すべきポイントと事例】

<留意点(例)>

- ✓ 工種・工程・要求精度に見合った最適な機器の選定
- ✓ ICT活用による技術者の兼任制度活用とのシナジー
- ✓ 下請業者等との連携・協働
- ✓ 技術者や技能者の技能向上



ウェアラブルカメラ



3Dレーザースキャナ

2.3 規制・制度の見直し

<既存施策（令和6年12月措置済）>

- 建設業が「地域の守り手」としての役割を果たし続けるためには、将来にわたって担い手の確保・育成が必要。
- 持続可能な建設業の実現のため、令和6年6月に成立した第3次・担い手三法において、建設業の働き方改革・生産性向上を改正の軸として位置づけ。
- 生産性向上については、現場技術者の専任義務の合理化を図ると共に、建設現場におけるICTの活用のガイドラインとなる「指針」を国が定め、それを踏まえた取組を特定建設業者や公共工事の受注者に求めることとしている。

（１）働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

（本項目のみR7年の施行）

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

（現行）注文者は、工期ダンピングを禁止

（参考）工期不足の場合の対応

1位	休日出勤	59%
2位	作業員の増員	58%
3位	早出や残業	40%

（出典）国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（令和5年度）

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前

- 受注者は、**資材の入手困難**等の「**おそれ情報**」を注文者に**通知する義務**

（注）不可抗力に伴う工期変更は、**契約書の法定記載事項**（現行）

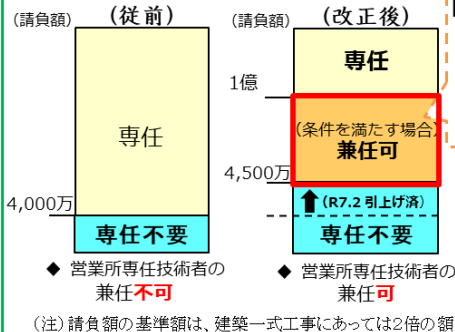
契約後

- 上記通知をした**受注者は**、注文者に**工期の変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

（２）生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



【主な条件】

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理



② ICTを活用した現場管理の効率化

- 国が**現場管理の「指針」**を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、**効率的な現場管理を努力義務化**
※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



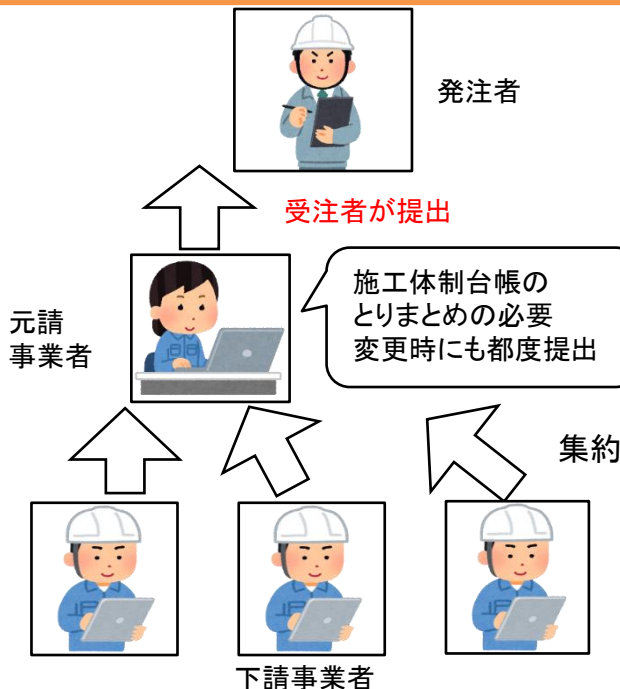
- 公共発注者への**施工体制台帳の提出義務を合理化**
（ICT活用で確認できれば提出は不要に）

＜既存施策（令和6年12月措置済）＞

- 公共工事では、規模にかかわらず、受注者が下請契約を締結する場合、
 - ①施工体制台帳の作成
 - ②施工体制台帳の写しの発注者への提出が義務とされている。
- 元請企業の技術者は、日中の現場監督業務ののち、夜間に工事書類作成業務を行うため、残業時間が多い傾向。
- 令和6年の公共工事入札適正化法の改正により、公共工事における施工体制台帳の写しの提出について、システム等で直接発注者が施工体制を参照できる場合には、提出義務を免除。

専任合理化のイメージ

これまでの施工体制台帳等の扱い



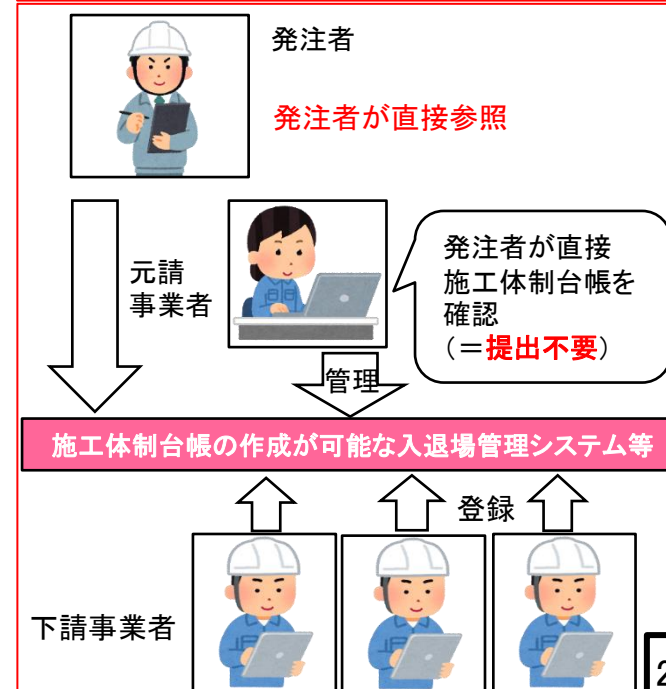
法改正により提出義務を緩和

＜見直し後の提出義務について＞

- ・提出義務は存置
- ・ただし、システムを活用して発注者が**施工体制を確認することができる措置※**を講じている場合は、**提出不要**とする

※入契法施行規則で以下のとおり規定
建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、発注者が同項に規定する施工体制台帳の記載事項を確認することができるようにする措置
(その他システムは、今後の改修を踏まえ拡大・通知予定)

改正後



<既存施策施策（令和6年12月措置済）>

- 建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。
- 令和6年に成立した改正建設業法の施行により、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を新設。

専任合理化のイメージ

現行

改正後

原則専任

原則専任

情報通信機器の
活用等による
兼任制度の新設※2

専任不要

専任不要

請負金額
1億円(2億円)
4500万円
(9000万円)※1
()は建築一式工事

【兼任の要件】

○請負金額

1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満

○兼任現場数

2以下

○工事現場間の距離

1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

○下請次数

3次まで

○連絡員の配置

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置

(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)

○施工体制を確認できる情報通信技術の措置

○人員の配置を示す計画書の作成、保存等

【補足】計画書の参考様式を国土交通省HPにて掲載

○現場状況を確認するための情報通信機器の設置

※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

※1: 近年の建設工事費の高騰に伴い、金額の引き上げを実施(令和7年2月1日施行)

※2: 主任技術者・監理技術者に適用可能

補足: 上図中「原則専任」について、監理技術者を補佐する者を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能(主任技術者は適用不可)。この制度は改正後も引き続き活用可能。

現場技術者（主任技術者・監理技術者）の専任の合理化（営業所技術者等の専任現場兼務）

2-3 規制・制度の見直し

<既存施策施策（令和6年12月措置済）>

- 営業所毎に専任で置くことが求められている者（営業所技術者等）に関して、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事について、営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できる改正を実施。

<新規施策の方向（ニーズ・アイデア）>

- 更なる合理化について、業界等からの意見を踏まえ検討。

営業所

技術者

- ・営業所に専任で置かれる技術者は、営業所における請負契約の締結・履行の業務を管理（第7条、第15条）

改正後

<特定建設業の場合>

営業所

特定営業所技術者

兼務可

専任工事

監理技術者
or
主任技術者

<一般建設業の場合>

営業所

営業所技術者

兼務可

専任工事

主任技術者

【兼務の要件】

○工事契約（法律）

当該営業所において締結された工事であること

○請負金額（政令）

1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満

○兼任現場数（政令）

1工事現場

○営業所と工事現場の距離（省令）

1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

○下請次数（省令）

3次まで

○連絡員の配置（省令）

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置

（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）

○施工体制を確認できる情報通信技術の措置（省令）

○人員の配置を示す計画書の作成、保存等（省令）

【補足】計画書の参考様式を国土交通省HPにて掲載

○現場状況を確認するための情報通信機器の設置（省令）

※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

注：営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法第26条第項ただし書（現場技術者の兼務）を併用することは不可

＜既存施策（令和6年4月措置済）＞

- 建設業法にて配置が求められる技術者は、一定の資格等が必要であり、施工管理技術検定はその資格の1つ。
従来の受検資格では、学歴に応じた実務経験年数が必要。
- 受検資格について、以下のとおり、学歴に応じた要件を改める等の合理化を実施。
 - ・ 1級の第一次検定は、19歳以上（受検年度末時点）であれば受検可能
 - ・ 2級の第一次検定は、17歳以上（受検年度末時点）であれば受検可能（従前から変更なし）
 - ・ 1級及び2級の第二次検定は、第一次検定合格後の一定期間の実務経験などで受検可能
- 合理化により技術検定合格者の技術力の水準を維持しつつ、受験者数の拡大も期待。

○ 1級の受検資格の場合

（改正前）

学 歴	第 1 次 検 定	第 2 次 検 定
大 学（指 定 学 科）	卒業後 3年実務	
短大、高専（指定学科）	卒業後 5年実務	
高 等 学 校（指定学科）	卒業後 10年実務	
大 学	卒業後 4.5年実務	
短期大学、高等専門学校	卒業後 7.5年実務	
高 等 学 校	卒業後 11.5年実務	
2 級 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年実務
上 記 以 外	15年実務	

（いずれも指導監督の実務経験1年を含む必要あり）

（改正後）

第 1 次 検 定	第 2 次 検 定 ※1
19歳以上 （当該年度末時点）	1次検定合格後の 特定実務経験※2（1年）を含む 実務経験3年 等

※1 実務経験について、1次検定合格後、
・特定実務経験(1年)を含む実務経験の場合は3年
・監理技術者補佐としての実務経験の場合は1年
・その他の実務経験の場合は5年
その他の受検資格もあるが省略
令和10年度までの間は改正前の受検資格にて受検可能

※2 特定実務経験とは、請負金額4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の
建設工事において、監理技術者・主任技術者（監理技術者資格者証を有する
者に限る）の指導の下、または自ら監理技術者・主任技術者として 行った経験

2.4 サプライチェーン全体での標準化と協調領域の深掘

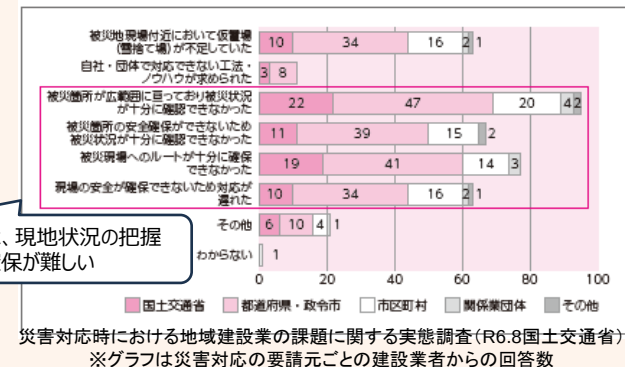
＜新規施策の方向（ニーズ・アイデア）＞

- 建設業の更なる省力化・効率化のためには、既存の補助金・助成金の対象である建設機械やロボット等の大型製品のみならず、ニーズの高いウェアラブルカメラやウェブカメラ等の小型製品の活用促進が効果的であるところ、R6年度補正予算を活用し、これら小型製品にも活用できる財政支援を実施する予定。業界団体を通じた取組とすることで、個々の建設企業の垣根を越えて、業界全体としてのICT活用スキル向上が期待できる。【再掲】
- これまでは、元請ごとに異なる施工管理システムを利用している場合は、下請企業は各システムに同一情報を入力する必要があったところ、CCUSに登録されている情報を民間システムへ共有可能な体制を構築することで、各民間システムの入力項目の削減を目指す。
- 協調領域における施工ロボットやIoTアプリなどの開発と相互利用の推進を通じて、建設現場での生産性・安全性の向上、コスト削減と業界の魅力向上に取り組むために、2021年9月に業界団体「建設RXコンソーシアム」が設立。協調領域における生産性向上の取組を進める好事例として、ICT事例集により周知し、活動を側面支援。

「地域の守り手」となる地方の中堅・中小建設業従事者の、施工管理におけるICTへの習熟を深め、ICTも活用した迅速かつ効率的な応急復旧を強力に実現できる体制を構築する

背景・課題

- ✓ 「地域の守り手」である建設業が、将来にわたりその役割を果たし続けるためには、処遇改善・働き方改革・生産性向上が不可欠であるほか、**激甚化・頻発化する各種災害に適切に対応できる能力・体制を構築・強化していくことが必要。**
- ✓ 建設業の生産性向上を支えるICT技術の開発が進展しつつあるなか、厳しい作業環境となることが多い被災地の応急復旧においてもICT機器を積極的に活用することにより、**現地作業の安全性を高めるとともに、迅速かつ円滑に対応するための環境整備を図ることが必要。**



事業内容

- 被災地の迅速な応急復旧に資する防災訓練等を行うに際し、応急復旧活動におけるICT機器の活用を想定した訓練等を行う場合に、当該訓練等に要する費用の一部を助成

① 防災業務計画の改定

- ✓ 応急復旧活動におけるICT機器の活用について、防災業務計画に明確化
- ✓ 定期的に実施する防災訓練等において、ICT機器の活用を想定した訓練等を実施することを明確化

② 防災訓練の実施

- ✓ 応急復旧に係る防災訓練において、会員企業の作業員参加のもと、ICT機器も活用した実地訓練を実施
- ✓ 会員企業を対象に、被災地において活用が望ましいICT機器について研修実施

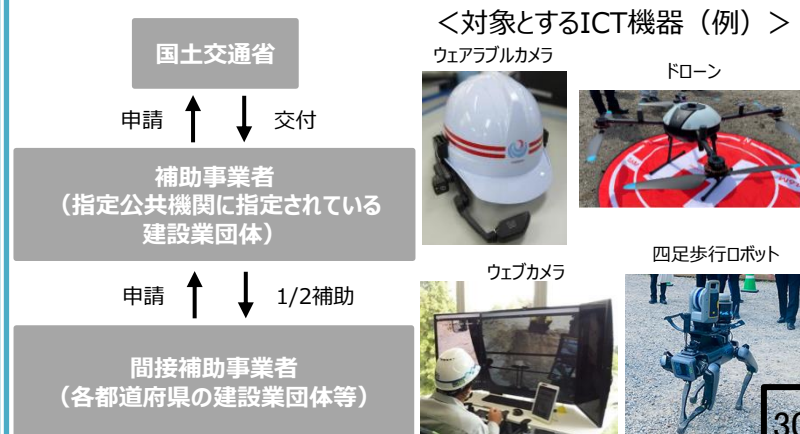
ICT機器を活用した 迅速な応急復旧を 可能とする体制の構築

- ❖ 交代制で応急復旧に入る複数事業者間で現場状況を円滑に共有可能に
- ❖ 2次災害のリスクがある被災現場で安全性の高い施工が可能に

**ICT機器について平時に工事現場で活用可能とすることにより、
ICT機器の習熟強化を推進**

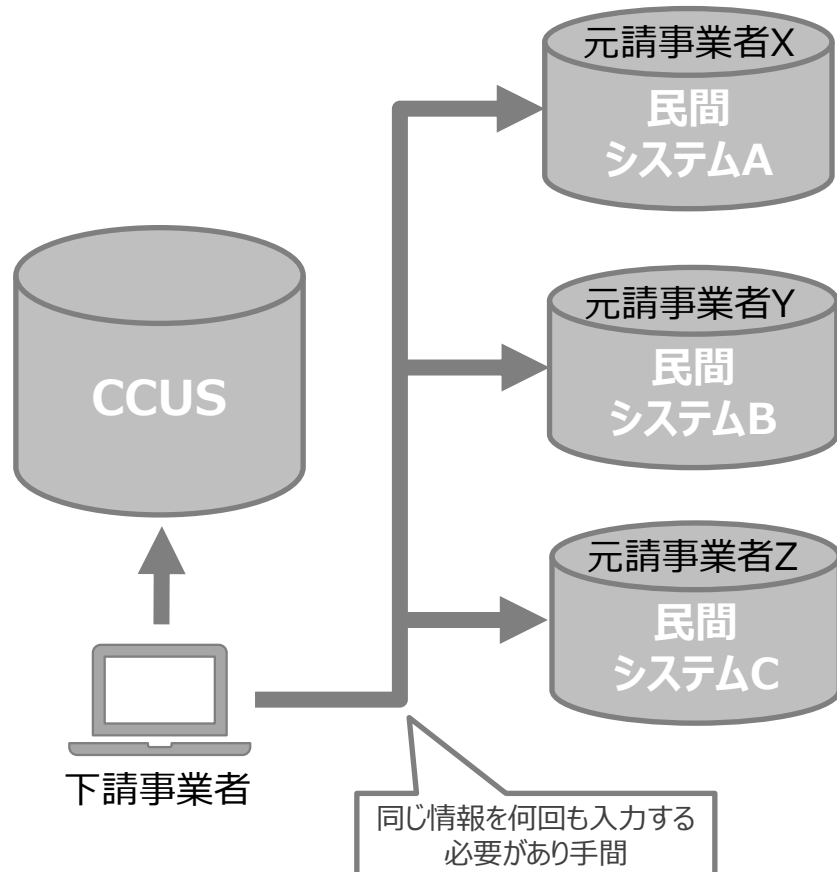
事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率 1 / 2 以内）
- 補助事業者：災害対策基本法第 2 条に基づき指定された指定公共機関である建設業団体
- 補助対象経費：建設業団体が実施する防災訓練に際しての ICT 機器の導入および発災時以外の建設現場における ICT 機器の活用に要する経費
- 事業期間：令和 6 年度～



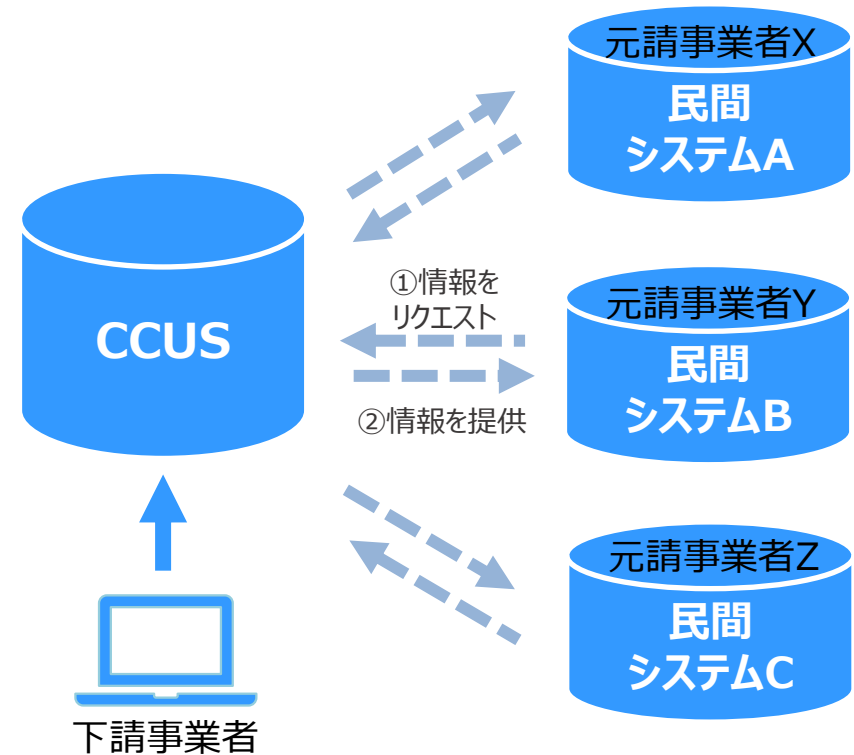
これまで

CCUSと民間の労務安全システム等に、それぞれ同じ情報を入力



これから

CCUSに登録されている情報（例：技能者の氏名、資格情報、社保加入状況）を民間システムへ共有し、各民間システムの入力項目を削減



3 サポート体制の整備・周知広報

3.1 政府・自治体・関係団体等のサポート体制の構築

政府

- ICT指針の普及に努めるほか、中堅・中小建設業を含む全ての建設業者のICT活用を強力に推進するため、ICT活用の事例集の内容の大幅拡充。
- 国土交通省直轄工事において、革新的技術の活用等により建設現場をオートメーション化し、省人化・生産性向上を図る i-Construction 2.0 を推進。
- 「地域の守り手」となる地方の中堅・中小建設業従事者について、厳しい作業環境となることが多い被災地の応急復旧を、ICTを活用し迅速かつ効率的に実施するために必要な機器の導入や習熟訓練等に係る補助制度の活用。
- 中小企業省力化投資補助金の対象製品拡大に向け、カタログ申請に係る支援を行うほか、HP刷新により建設業者が活用可能な補助金・助成金制度についてわかりやすく周知。
- CCUS登録情報を民間システムと連携することなどにより、書類作成事務の効率化・簡素化を実施。
- 電子契約制度の見直しによる更なる生産性向上や、営業所技術者の現場兼務要件の制度の更なる合理化について業界等からの意見を踏まえ検討。

自治体

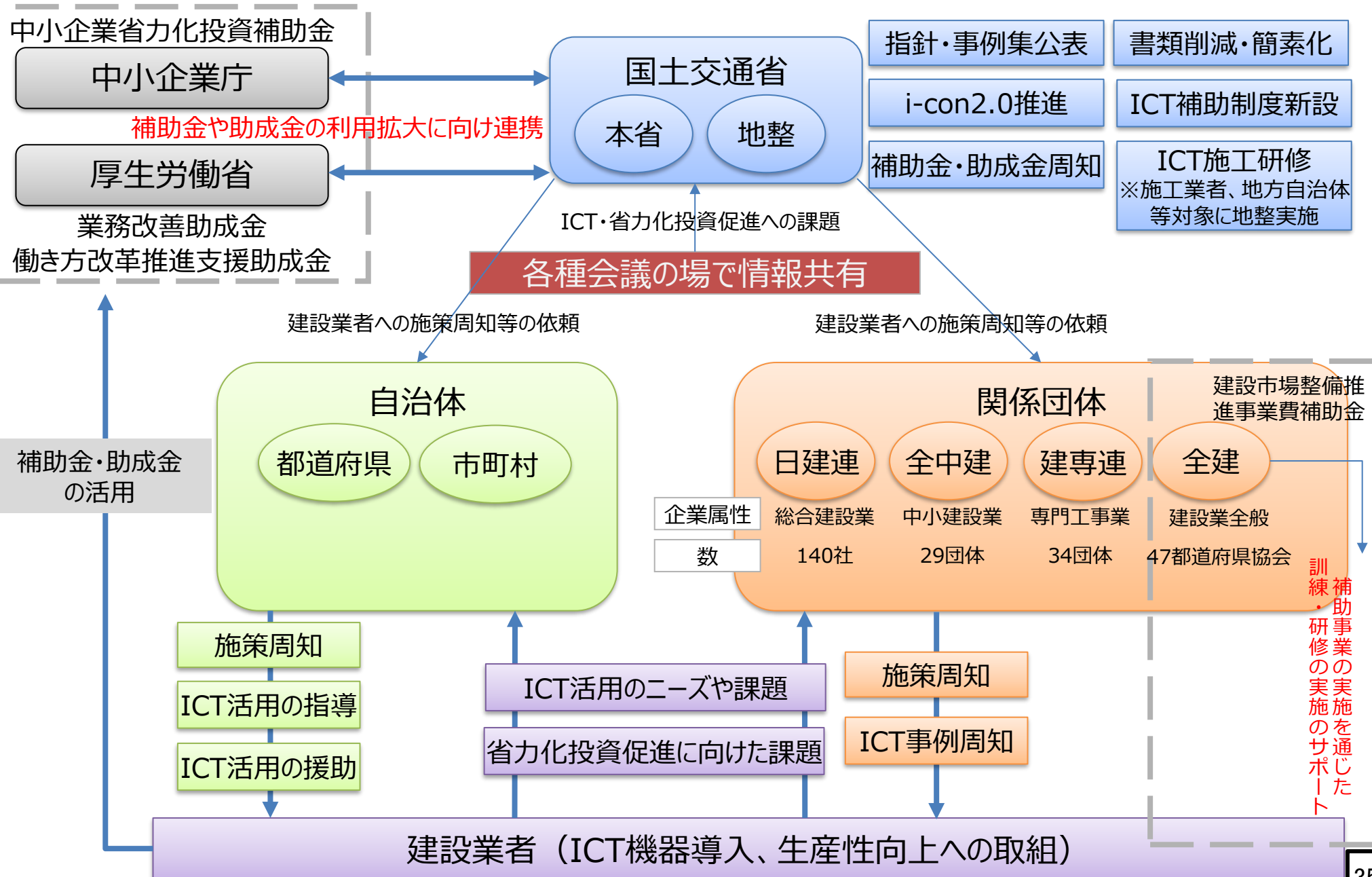
- 政府が発信する各種施策に関して、管内の建設業者等に対して周知。
- 建設業法等に基づき、公共工事の発注者として、ICT活用を積極的に進めるとともに、建設業者に対するICT活用に関する指導・助言・援助等を行うことにより、建設業者の理解の増進及びスキル向上を図る。
- 省力化投資促進に向けた建設業者の課題等を拾い上げ、政府に伝える。

関係団体

- R6年度補正予算等も活用し、指定公共機関に指定されている建設業団体等において、ICT機器について平時から積極的に工事現場で活用することにより、建設業者のICT活用に係るスキル向上を図る。
- 建設業におけるICT活用のニーズや課題について、現場の声を収集し、政府に伝える。
- 会員企業のICT活用事例等を収集し、会員各社に対し周知普及を行う。

政府・自治体・関係団体の役割

3.1 政府・自治体・関係団体等の
サポート体制の構築



3.2 中小企業・小規模事業者への徹底普及と 現場支援のための工程表

建設業におけるICT機器の活用促進に向けた工程表

3.2 中小企業・小規模事業者への徹底普及と
現場支援のための工程表

- 近年急速に技術開発が進んでいる建設業におけるICT機器は、建設業の生産性向上に非常に大きな効果を有することが期待される。
- 一方で、地域の中堅・中小企業を中心に必ずしも機器の普及がなされておらず、建設工事における活用方法を習得していない作業員も多いことから、国や建設業団体等が連携し、生産性向上に寄与する機器の活用を強力に支援し、全国的に普及させていく必要性が高い。

国土交通省・自治体・関係団体

【建設市場整備推進事業費補助金】

- 令和6年度補正予算事業において、地方の中堅・中小建設業者の発災時の応急復旧や施工管理におけるICTへの習熟促進に係る事業を実施（事業費：2.5億）。
- 本事業を活用を通じ、事業の対象となった地方の中堅・中小建設業者が、各地域における省力化投資を牽引。
- 訓練・研修等を開催し、外部講師よりICT利活用について習熟度の向上を図る。

【他省庁との連携】

- 業界ニーズを踏まえ、中小企業省力化投資補助金へ製品カテゴリ登録の増加。業界へ補助金の活用を促進。
- 厚生労働省「業務改善助成金」「働き方改革推進支援助成金」と連携し業界団体へ活用について周知。

【建設業団体との賃上げ等に関する車座を踏まえた対応】

- 本年2月14日、総理と建設業4団体（※）との間で車座を実施。国土交通大臣との間で、生産性向上について、「具体的な目標・期限を定めた計画を早急に策定し、業種・職種に応じた効果的な取組を推進すること」を申し合わせ。
（※）日本建設業連合会・全国建設業協会・全国中小建設業協会・建設産業専門団体連合会
- 本プラン策定後、随時業界団体と業種の特性や規模に応じた計画策定に係る調整を開始。

【ICT施工に係る助言指導や優良事例等の周知】

- 公共工事の発注者として、ICT活用を積極的に進めるとともに、建設業者に対するICT活用に関する指導・助言・援助等を行うことにより、建設業者の理解の増進及びスキル向上を図る。
- 国や自治体において、令和6年12月に策定したICT指針や事例集の作成・公表等を実施。
- 改正建設業法等の制度内容の全国への説明会の実施。
- 建設業者が活用可能な補助制度をまとめ周知を行い、広報体制を強化。

【業界の状況把握】

- 建設業者向けのアンケート調査を実施することで、工期不足への対応やICT機器の活用状況について把握。
- 補助事業の結果や、車座での申し合わせ内容のフォローアップ等により、省力化投資促進に係る方策を検討。
- アンケート調査によりICT機器の活用状況等について引き続き把握。

令和7年度

令和8年度以降

4 目標とKPIの設定

- 建設業における2029年度の実質労働生産性目標は2024年度比で9%増
- 労働生産性目標の実現に向けて、建設業者が省力化投資を進めることで削減が想定される実労働時間に関するKPIを設定
- また、建設業者における省力化投資を促進するために、支援施策に関する周知回数のKPIも設定

KPI	目標
建設業における年間実労働時間	全産業平均並み (2029年度まで)
説明会における省力化投資支援施策の周知	年間10件 (2029年度までに50件)

5 目標達成に向けたスケジュール

KPI実現に向けた取り組み

5 目標達成に向けたスケジュール

2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030～2034年度
省力化投資促進におけるKPI					
建設業における年間実労働時間全産業平均並み					
説明会(周知) 10件	説明会(周知) 10件	説明会(周知) 10件	説明会(周知) 10件	説明会(周知) 10件	
「省力化投資促進プラン」の策定とフォローアップ					
2025年～2029年 省力化投資集中期間					
投資補助・金融支援					
カタログ補助金等の周知強化、活用促進	蓄積した事例の周知を行うとともに、内容の見直しや充実を検討				
優良事例の横展開					
説明会等で横展開	業界におけるICTの活用や個社の優良な取組事例を踏まえて、説明会や事例集で横展開				
サプライチェーン全体での標準化・協調領域の深掘					
ICT事例集の周知強化や建設市場整備推進事業費補助金等の活用	業界団体と連携し、業界全体のICT活用スキルの向上推進				
サポート体制の整備					
ICT事例集の周知やi-Construction 2.0の推進	事例集の充実強化、i-Construction 2.0の推進、自治体・関係団体と連携した既存施策の充実強化や先進事例の横展開、各種制度の見直し、システム連携を通じた書類簡素化等				